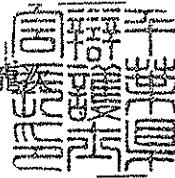


# 「検察官事務取扱検察事務官」制度の廃止を求める意見書

平成24年2月15日

千葉県弁護士会会长 木村龍次



## 第1 意見の趣旨

- 1 検察庁法附則第36条は、直ちに廃止されるべきである。
- 2 同条が廃止されるまでの間、検察事務官に検察官の事務を取り扱わせる運用は控えるべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 元々「検察官」とは、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事を言う（検察庁法第3条）。そして、本来、検察官の事務は、同条に規定される検察官が取り扱うべきである。

この点について、広島高等裁判所昭和47年5月29日判決は、「公益の代表として刑事について公訴を行い、法の正当な適用を裁判所に請求する等の検察権を行使する検察官の任命資格を高い水準におくことはその重い職務遂行のため、適正な裁判の実現のため、国民の基本的人権擁護のためという見地からきわめて望ましいことに異論はなく、この点からいって右権限を検察庁法18条に定める検察官に行わせることはもとより国民一般の要望するところと考えられる。」と判示するが、妥当である。

ところが、現在、区検察庁の事件に限定されているものの、検察事務官が検察官の事務を取り扱う運用が実施されている。そして、その法的根拠は、検察庁法附則第36条にある。すなわち、同条は、「法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。」と規定する。

同条が規定された趣旨は、予算上の制約等から、事務量の累増に見合う検察官の増員が困難な実情に鑑み、比較的軽微な事件のみを取り扱うこととされる区検察庁に限り、暫定的に検察事務官が検察官の事務を取り扱うことができるものとした点にある（伊藤栄樹「新版検察庁法逐条解説」173頁）。

- 2 このように、検察庁法附則第36条は、限定付きではあるものの、検察事務官が検察官の事務を取り扱うことを許容する。

しかし、検察官の事務は検察官自身が取り扱うことが原則であり、同条に基づ

く「検察官事務取扱検察事務官」制度は、あくまでも暫定的かつ例外的措置に過ぎない。

そして、立法時点から、同条は、いずれ廃止されることが予定されていた。このことは、①同条が検察庁法の本則でなく「附則」に位置づけられていること、②同条に「当分の間」との文言があることから、明らかである。

ところが、昭和22年5月3日に検察庁法が施行されてから65年目を迎える現時点でなお、同条は廃止されていない。逆に、法務省のホームページ([http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji08.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji08.html))によると、「検察官事務取扱検察事務官」制度は、近時、その活用領域が拡大されているようである(同ホームページには、「検察官事務取扱を命ぜられた検査官は、被疑者の取調べをし、起訴、不起訴の処分を行います。取り扱う事件は、主に自動車等による業務上過失致死傷事件や道路交通法違反事件ですが、最近は、窃盗・傷害事件等の刑法犯や専門的知識を必要とする海事関係事件等の特別法犯も数多く担当しています。」と記されている。)。

しかし、この現状は、「検察官事務取扱検察事務官」制度を暫定的かつ例外的措置とした立法趣旨から、およそかけ離れたものである。

### 3 検察事務官が検察官の事務を取り扱うことには、実際上も重大な問題が存する。

そもそも、検察官とは、憲法第77条2項に根拠を有し、司法権の行使に密接に関わる存在である。そして、検察官の事務を行うにあたっては、高度の専門知識及び法的思考力が要求される。さらに、検察官には公訴権が独占的に付与される(刑事訴訟法第247条)など、その権限は絶大である。

そのため、検察官の任命資格は高い水準に置かれている(検察庁法第18条)。また、検察官には、「公益の代表者」として、高度の職業倫理が求められる(検察庁法第4条参照)。

検察官がこれらの資質を備えることは、「検察官」制度の根幹をなすものである。それだからこそ、法は、公訴権を検察官に独占させるなど、検察官に強大な権限を持たせた。

ところが、「検察官事務取扱検察事務官」制度は、この検察官制度に対し重大な例外を作るものである。

言うまでもなく、検察事務官は検察官でない。そのため、平均的な検察事務官は、専門知識、法的思考力、職業倫理のいずれの点においても、平均的な検察官に比べて劣る。

そのような検察事務官が検察官の事務を取り扱えば、事務処理のレベルが低下することは、必定である。その結果、被疑者・被告人の人権が蔑ろにされるとともに、適正手続き保障のレベルが低下し、真相解明も疎かにならざるを得ない。

このことは、「検察官事務取扱検察事務官」が取り扱う事件が比較的軽微な事件に限定されるとしても、何ら変わるものでない。たとえ軽微な事件であっても、被疑者・被告人にとっては一生の問題である。軽微な事件だからと言って、被疑者・被告人の人権が蔑ろにされ、適正手続き保障のレベルが低下し、真相解明が疎かになって良いはずがない。

#### 4 千葉県内においても、現実に、「検察官事務取扱検察事務官」制度の弊害と思われる事例が発生している。

例えば、当会会員から当会に対し報告された事例の中に、次のような例がある。

当該案件は、「検察官事務取扱検察事務官」が担当した傷害被疑事件である。同事件の取調べにおいて、被疑者は、軽微な有形力を行使したことは認めたものの、犯意は終始一貫して否認した（なお、同行為が「不法な」有形力として傷害ないし暴行の実行行為に該当するかについては、被疑者段階で弁護人が選任されていなかったため、特に争点とならなかった。）。また、被疑者は自身の行為により傷害結果が発生したことを自覚しておらず、傷害結果の存在及び因果関係についても、疑惑を呈していた。

ところが、同事件において検察官の事務を取り扱った検察事務官は、被疑者が有形力を行使した事実自体は認めていること、及び、被害者が提出した診断書に傷害結果の存在が記されていること等を根拠に、被疑者を傷害罪で略式起訴することとした。

その際に、同検察事務官は、被疑者がいかなる目的（動機）で有形力を行使したかを、深く考えなかった。また、同検察事務官は、被疑者の行為が「不法な」有形力の行使に該当するか（実行行為該当性）、被害者に本当に傷害結果が発生したか（結果の有無）、仮に傷害結果が発生したとしてそれが被疑者の行為により生じたものか（因果関係の有無）等の点についても、慎重な検討を行わなかった。

加えて、同検察事務官は、被疑者と被害者の供述内容が重要な部分で異なっていたにもかかわらず、被害者から直接事情聴取を行わなかった。そればかりか、同検察事務官は、現職の警察官が事件を目撃していたにもかかわらず、同人から直接事情を聴取しなかった。さらに、同検察事務官は、診断書が客観的所見に基づくものであるか否かについても、裏付け捜査を全く行わなかった。

このように必要な検討及び捜査を行わないまま、同検察事務官は、略式手続に同意するよう被疑者を説得した上で、略式起訴した。一方、被疑者は、一度は説得に応じて略式手続に同意したもの、やはり納得が行かないとして、その後正式裁判の請求を行った。その結果、正式裁判が開かれ、最終的に被疑者は無罪判決を受けた（同判決では、被疑者による有形力の行使は「不法」でないので実行

行為に該当しないこと、被疑者の行為により傷害結果が発生したと認めるに足りる証拠はないことなどが、認定された。)。

上記事例において、検察事務官は、本来検察官が行うべき捜査（例えば、被害者及び目撃者からの事情聴取、診断書の裏付け捜査等。）を行わず、また、本来検察官が加えるべき検討（例えば、動機の検討、実行行為該当性の検討、傷害結果及び因果関係の検討等。）も不十分だった。それにもかかわらず、同検察事務官は略式起訴に踏み切った。

かかる捜査手法及び公訴権の行使に重大な問題があることは明らかであるが、これは検察事務官が検察官の事務を取り扱った弊害が端的に表れた例と言える。

5 本来、「検察官事務取扱検察事務官」制度は、検察庁法の施行後、速やかに廃止されなければならなかつた。すなわち、検察庁法の施行後、国は、同法第3条に規定される「検察官」を速やかに増員し、累増する事務に対応できるよう具体的な措置を講じた上で、同法附則第36条を廃止しなければならなかつた。

ところが、検察庁法の施行から65年目を迎える今なお、同制度はまだ存続している。この点、65年という期間は、同法附則第36条の言う「当分の間」として十分すぎる期間である。

それにもかかわらず、同制度がいまだ存続していることは、本来の立法趣旨に明らかに反する事態である。同制度は、検察官事務のレベルを低下させるものであり、現実に問題事例も報告されている。

よって、検察庁法附則第36条は、直ちに廃止されるべきである。また、同条が正式に廃止されるまでの間も、本来の法の趣旨に鑑み、検察事務官に検察官の事務を取り扱わせる運用は控えるべきである。

6 なお、近時、司法試験の合格者が増加したことに伴い、法曹人口は激増している。ところが、激増した司法試験合格者の大多数は弁護士になり、検察官の人員数は大きく増える傾向にない。

仮に、現状の検察官の人員で、検察官事務を取り扱うことが困難なのであれば、国は直ちに検察官を増員すべきである。司法試験合格者が激増している以上、検察官が増員されることは、むしろ自然な流れである。

検察官の事務を検察官自身が取り扱うことは、法が本来予定する姿である。そして、検察官を増員しないまま、検察官でない検察事務官に検察官事務を取り扱わせ続けることは、明らかに法の趣旨に反する状態である。かかる状態は、直ちに是正されなければならない。

以上